



保育士職場チャレンジ事業 研修参加者を募集

市内保育施設での保育士確保を図るため、令和4年度から保育士職場チャレンジ事業を実施します。本事業は、現在就労していない方や保育士としての就労経験がない方を対象に、市内の公立保育施設で保育の仕事を体験できる機会を提供し、就労への不安解消及びスキルアップを図っていただくことで、市内保育施設での就労を後押しします。



研修内容 次の2種類のコースがあります。

①『ファーストステップコース』～保育の仕事を体験したい方へ～

- 対 象** たつの市内の保育施設での就職を希望している方で保育士資格をお持ちでない方（市内在住・18歳以上・学生不可）
- 内 容** 教育・保育現場で観察及び職場体験をしていただきます。
- 回 数** 2回（1回につき3時間程度）
- 募集人数** 15名程度
- 時 期** 実施希望園との調整による（6月から令和5年2月までに2回）
- そ の 他** 『ファーストステップコース』受講者には、1回につき1,000円の謝礼をお支払いします。

②『スキルアップコース』～保育士資格を活かした職場実習をしたい方へ～

- 対 象** たつの市内の保育施設での就職を希望している方で保育士資格をお持ちの方（市内・市外不問、年齢不問）
- 内 容** 教育・保育現場で実際に子どもと関わり職場実習をしていただきます。
- 回 数** 3回（1回につき3時間程度）
- 募集人数** 15名程度
- 時 期** 実施希望園との調整による（6月から令和5年2月までに3回）
- そ の 他** 『スキルアップコース』受講者には、1回につき2,000円の謝礼をお支払いします。

研 修 先 公立保育所又は公立こども園（12園）

申込期間 6月～12月末

申込手順 ①募集案内に基づき幼児教育課へ申し込み
※募集案内は、各保育施設、幼児教育課及び各総合支所地域振興課市民健康福祉係に設置、又は市ホームページに掲載しています。
②実施希望園と市が調整し、実施園及び日程を決定
③園と対象者で実施前の最終確認

そ の 他 本事業は保育施設での雇用ではありません。

▶ 幼児教育課 (☎64・3222)



たつの市二十歳のつどい実行委員を募集

二十歳のつどい（令和5年1月9日（月・祝））の企画や当日の運営に携わっていただける方を募集します。ふるさとの仲間や恩師と共に有意義な式典にしませんか。

募集対象 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ、8月中旬から二十歳のつどい当日まで活動できる方。
※市外の方でも、市内の中学校に在籍された方であれば、二十歳のつどい実行委員になっていただけます。

実行委員会 8月中旬から2カ月に1回程度開催

申込方法 ①氏名②郵便番号・住所③生年月日④電話番号⑤出身中学校をファックス又はメールでお知らせください。

締 切 6月30日（木）

▶ 社会教育課 (☎64・3180、☎63・3883、✉shakaikyoiku@city.tatsuno.lg.jp)



昨年度の実行委員



令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、国から新たな給付金を支給します。

※本給付金は、ひとり親世帯分、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分ともに該当する場合は、いずれかのみ受給できます。本市又は他市町村において、既に本給付金の支給を受けている方は、本給付金は受けられません（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分において支給日以後に対象児童が増えた場合を除く）。また、本市又は他市町村において、既に支給された本給付金の支給額の算定の基礎とされた児童は対象児童から除かれます。

(1) ひとり親世帯分

支給対象者 下記の①～③のいずれかに該当し、対象児童を養育する方

- ①児童扶養手当受給者（令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方）
- ②公的年金給付等受給者（公的年金等^(※1)を受給している方で、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止の方、又は児童扶養手当受給資格の認定を受けていない方のうち、支給要件に該当する方）^(※2)
- ③家計急変者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入になった方）^(※3)

（※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等 （※2）本人及び扶養義務者等（申請者と生計を同じくする父母・子等の直系血族又は兄弟姉妹、及び配偶者）の令和2年中の収入額等が支給要件に該当する方が対象となります（要件となる収入基準額等は市ホームページ参照）。（※3）児童扶養手当の支給が全部停止の方、又は児童扶養手当受給資格の認定を受けていない方で、本人又は扶養義務者等の令和2年2月以降の収入が減少し、本人及び扶養義務者等の1年間の収入見込額（任意の1カ月収入を12倍）等が支給要件に該当する方が対象となります（要件となる収入基準額等は市ホームページ参照）。

対象児童 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童、又は令和4年4月時点（上記①、②の場合）もしくは申請時点（上記③の場合）で20歳未満の特定の障害がある者

給 付 額 児童1人当たり一律5万円

支給方法

- ①児童扶養手当受給者
申請は不要です。6月8日（水）に児童扶養手当振込口座に振り込みました。
- ②公的年金給付等受給者、③家計急変者
申請が必要です。市ホームページ掲載の申請書に記入し、必要書類とともに児童福祉課の窓口へ直接、又は郵送で提出してください。
申請受付期限：令和5年2月28日（火）（※窓口での受付は、土・日・祝日を除きます。）

(2) ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

支給対象者 下記の⑦、⑧の両方に該当する方

- ⑦令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象児童の場合は20歳未満）を養育する父母等（令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります）
- ⑧令和4年度住民税（市町村民税）均等割が非課税の方、又は家計急変者（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、住民税非課税相当の収入になった方^(※1)）
※支給対象者は、本人及び配偶者等のうち収入（所得）が高い方になります。
（※1）本人又は配偶者等の令和4年1月以降の収入が減少し、本人及び配偶者等の1年間の収入見込額（任意の1カ月収入を12倍）等が支給要件に該当する方が対象となります（要件となる収入基準額等は市ホームページ参照）。

対象児童 平成16年4月2日（特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている対象児童は平成14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童

給 付 額 児童1人当たり一律5万円

支給方法

- ①令和4年4月分の児童手当受給者（公務員以外）又は特別児童扶養手当受給者で住民税非課税の方
申請は不要です。6月下旬に児童手当又は特別児童扶養手当振込口座に振り込みます。（※出生・所得更正等により、新たに支給対象者となった方は、順次支給します）
- ②児童手当受給者（公務員）又は児童手当・特別児童扶養手当を受給していない方（児童が高校生のみ等）で住民税非課税の方、③家計急変者
申請が必要です。市ホームページ掲載の申請書に記入し、必要書類とともに児童福祉課の窓口へ直接、又は郵送で提出してください。申請者は、本人及び配偶者等のうち収入（所得）が高い方になります。
申請受付期間：6月20日（月）～令和5年2月28日（火）（※窓口での受付は、土・日・祝日を除きます。）
※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の詳細については、市ホームページ「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のページをご覧ください。

申請・問い合わせ先 児童福祉課 (☎64・3153)

